

認定実績

- 第1号：パレットコート六町 東京ココロシティ 中央グリーン開発株式会社
- 第2号：コスモアベニュー綾瀬 株式会社コスモスイニシア
- 第3号：コスモアベニュー西新井 株式会社コスモスイニシア
- 第4号：ポウヴィラージュ西新井 株式会社中央住宅
- 第5号：スマeタウン足立竹ノ塚 サンヨーホームズ株式会社
- 第6号：パレットコート竹ノ塚 東京ステイト 中央グリーン開発株式会社

用語

防犯環境設計：ハード・ソフト両面から犯罪の起きにくい環境を形成するという考え方

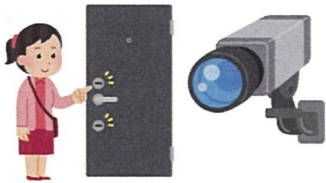
犯罪が発生しにくい環境をつくるために、建物、道路、公園などの物理的な環境（ハード面）の整備・強化等と合わせて、人為的な防犯活動（ソフト面）を行い、犯罪の起きにくい環境を形成するという考え方をいいます。

防犯環境設計には、直接的な手法として「被害対象の強化・回避」と「接近の制御」、間接的な手法として「監視性の確保」と「領域性の強化」の4つの基本原則があり、これらを組み合わせて実施することが大切です。

防犯環境設計の基本原則：この4原則を元に設計基準を作成

被害対象の強化

破壊されにくい建物部品や防犯設備等を設置して、侵入等の機会を減らします。



接近の制御

犯罪を企てる者の動きを限定し、被害対象への接近を妨げ、犯罪の機会を少なくします。



監視性の確保

多くの人の目（視線）が自然な形でとどくようにして、犯罪を企てる者が、常に人に見られている可能性のある環境を作ります。



領域性の強化

地域住民によるコミュニティ形成や環境の維持管理活動を促し、犯罪を企てる者に「防犯意識が高い地域」と感じさせる環境をつくります。



Q & A

- Q. 一定規模の開発とは面積の要件はありますか。
A. 申請に関して面積の制限はありません。ただし、基準の内容に関しては規模により違いがあります。
- Q. 認定プレートはどこに設置しますか。
A. 区立会いの下、2か所選定します。また、プレートは贈呈となりますが、設置に関する費用に関しては申請業者の負担となります。
- Q. 申請から広告に認定取得予定であることを掲載できるまでの位掛かりますか。
A. 事前にいつまでに掲載したいのかご相談頂き、可能な限りご要望に合わせて対応致します。



問合せ先

足立区役所 市街地整備室 まちづくり課 防犯まちづくり係（区役所南館4階）
 電話：03-3880-5435（直通）
 FAX：03-3880-5605
 E-mail：machi@city.adachi.tokyo.jp



宅地開発を
お考えの事業者の皆さま

防犯対策で

100万円以上の 価値を付けませんか!?

足立区防犯設計タウン認定制度



防犯設計タウンとは！？

住宅が防犯に配慮した構造・設備を有しているなど、一定の犯罪対策の基準を満たしている区域開発のことです。

認定のメリット

住民の方から

評価がアップ

足立区防犯設計タウン認定制度に関する住宅購入者のアンケート（平成27年5月）

認定の価値は100万円以上

回答いただいた方の約9割が「認定」に価値を感じており、かつ、その価値が100万円以上と考えておられる方は半数に上ります。



認定が購入時の判断基準になった

住宅を購入された方の約9割は「認定」取得予定であることが、判断基準になったと回答いただいています。防犯への関心の高さがうかがえます。
販売資料などに「足立区防犯設計タウン認定取得予定」である旨記載できますので、購入予定者に対するPR効果は抜群です。

住んでみて防犯効果を実感できる

実際に住んでみて、多くの方が認定基準に定めた項目の防犯効果を実感されています。



足立区による

積極的な支援

販売資料に認定予定と記載できます

設計段階でも認定委員会の審査が通りましたら「足立区防犯設計タウン認定取得予定」である旨を販売資料等に表記できます。

認定マークを配布します

認定された住宅地に、認定マークを使用したプレート及びステッカーを配布し、防犯活動や地域の絆づくりを応援します。
認定マークを使用することで防犯対策に取り組んでいる付加価値のある住宅地であることをアピールできます。



認定の基準 (抜粋)

対象敷地の広さによって必要項目が変わります。詳細につきましては、別紙でご確認下さい！

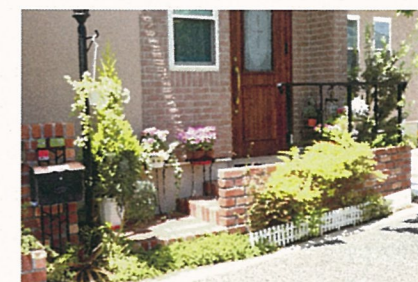


住民団体をつくろう



・町会・自治会への加入、住民団体の設立

みんなで守ろう



・フラワー、グリーンライン（道路に面する敷地の部分）の配置・管理
・夜間点灯（照明の点灯運動など）

個人で守ろう



・室内からの見通しを確保した住居の配置
・ワンドアツールック、オートロックの採用
・録画機能付きインターホンの設置

道路で守ろう



・隅切りの確保（視認性の確保）
・照度の確保（LEDの採用）
・防犯カメラの設置

公園で守ろう



・内外の見通しの確保
・照度の確保
・防犯カメラの設置

認定の進め方



- ① 防犯設計タウン認定制度の申請前に、まちづくり課への事前相談をお願いします。
- ② 事前相談後、必要書類が準備できた段階で申請を受け付けます。
- ③ 専門家や警察等に意見を求め、認定委員会を開催し審査します。
- ④ 認定委員会の審査の結果、申請内容が防犯設計タウン認定要綱の基準に合致した場合、その旨の通知書を発行します。
- ⑤ 事業の完了とともに事業完了届をご提出ください。申請書どおり整備されているかを区の担当者と一緒に現場検査を行います。
- ⑥ 完了検査にて申請書どおり整備されていると認められた場合、認定書及び認定プレートを交付します。